



2016年6月吉日

お客様各位

株式会社ノットグローバルホールディングス
代表取締役 松澤 崇光

**SOLAS 条約改正に伴う国際海上コンテナ総重量の確定方法の制度化
及びそれに基づく確定重量の申告義務化について**

平素より弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、掲題に関しまして、本年7月1日発効の改正 SOLAS 条約では、実運送人である船会社との間で運送契約を締結し、船社 B/L または、SEA WAYBILL の荷送人 (Shipper) 欄に名前のある者が責任を負うという定義付けをされております。

国土交通省では、この改正条約を実施する為、船舶安全法関係省令の【特殊貨物船舶運送規則】及び、【危険物船舶運送及び貯蔵規則】を一部改正するとともに、【特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示】を制定しました。

コンテナ総重量確定方法については、以下の2つの方法の何れかとなります。

- ① 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法
- ② 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせるにより確定する方法

これまでも計量法に基づく特定計量器等による正確な貨物重量を計測の上、船積書類等にて伝達して頂いていると思いますが、改めまして下記をご一読の上、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



【弊社対応】

1) 弊社は NVOCC 事業者及び、輸出海貨事業を行う者として、国土交通省へ届出荷送人の「届出」及び、登録確定事業者の「登録」を致します。

2) 重量確定に際して、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様から頂戴します船積関連書類に基づき、確定を行う場合がございます。この場合、改定法令を順守した重量の確定がされたとみなし、測量および重量伝達はお客様もしくは関連業者様の責任となります。正確な測量、伝達をお願い申し上げます。

3) 弊社指定の倉庫に搬入される貨物に対し、弊社に重量の測量、確定手配をご依頼頂く場合は事前（貨物の搬入前）にご連絡をお願い致します。なお、地域によっては対応が出来ない場合がございますので、予めご了承ください。また、測量・確定作業において費用が発生する場合はその費用をご請求させて頂く場合がございます。

4) 弊社の B/L が発行される案件において、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様の手配でバンニングを行われる場合、今後、総重量の測量や伝達に関する誓約書の提出をお願いする場合がございます。

5) コンテナ総重量情報や確定された会社名等を確認させて頂く場合があります。また、コンテナの搬入票のコピーを弊社担当までお送り頂きますようお願い申し上げます。

お客様におかれましては補足資料などをご確認、ご理解頂いた上、法令を順守した形での貨物重量の確定方法、及び重量情報の伝達を行って頂けますよう、お願い申し上げます。

改正 SOLAS 条約の詳細につきましては、国土交通省のホームページをご参照ください。
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html



=補足資料=

【解説】

IMO (International Maritime Organization/国際海事機関) が定める「海上人命条約 (SOLAS 条約)」は従前より国際海上輸出コンテナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務付けていましたが、総重量の誤申告に起因するとみられる事故が発生していることを踏まえ、総重量の確定方法が本年 7 月 1 日より発効する改正 SOLAS 条約に定められました。

これを受け、日本におきましても国土交通省が本年 4 月 26 日、船舶安全法関連省令の「特殊貨物船舶運送規則」及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」を一部改正するとともに、「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」及び「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」を制定しました。

改正 SOLAS 条約、および国土交通省の省令などが定める重量の確定方法や必要手続きにつきましては以下に記しますが、確定された重量の伝達方法に関して国土交通省は限定的な手段を特定しておりません。5 月 12 日に JIFFA (一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会) が主催した説明会において、国土交通省はそれまでの調査、各業界団体との協議を踏まえ、重量の伝達は①コンテナ搬入票*を用いる事が現実的、かつ②コンテナ搬入票には届出荷送人もしくは登録確定業者 (以下の国土交通省省令に関する説明ご参照) のサインや名前が記載されている必要は無いと明言しているものの、最終的な判断は船会社、ターミナルに委ねることとしています。従いまして現時点におきましては、各船会社からの案内を待たざるを得ない状況となっております。(*コンテナ搬入票はコンテナターミナル (CY) と呼ばれる船会社管理の港湾施設にコンテナを搬入する際に提出する貨物詳細について記した書類です。)

一方、当社のような NVOCC は、国土交通省が定める届出もしくは登録は不要であるものの、改正 SOLAS 条約の観点において、船会社の B/L 面上の荷送人となる立場上、実荷主であるお客様が法令を順守した重量確定および申告を行うことを確認する責任がございます。このため、このようなご説明を申し上げる次第です。

基本的にはこれまでと変わりなく、重量の確定および正確な申告は実荷主であるお客様の責任となりますので、今一度、制度をご理解頂きますようお願い申し上げます。